二十三　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

第一項の表三三の項を次のように改める。

三三	削除

第一項の表四八の項及び四九の項を次のように改める。

四八	削除
四九	削除

第二項の表一五の項及び一六の項を次のように改める。

一五	削除
一六	削除

第二項の表一九の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表二五の項を次のように改める。

二五	削除

第二項の表二六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表二八の項を次のように改める。

二八	削除

第二項の表二九の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

二十四　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四七の項から五八の項までを削る。

第二項の表三六の項を次のように改める。

三六	削除

二十五　平成十年郵政省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第一項の表一〇の項及び一一の項を削る。

二十六　平成十年郵政省告示第三百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

二〇	削除

二十七　平成十年郵政省告示第五百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項及び六の項を次のように改める。

五	削除
六	削除

第一項の表一七の項から二五の項までを削る。

二十八　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八の項を次のように改める。

一八	削除

第一項の表三〇の項から三三の項までを次のように改める。

三〇	削除
三一	削除
三二	削除
三三	削除

二十九　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

第一項の表二八の項及び二九の項を次のように改める。

二八	削除
二九	削除

第二項の表八の項を次のように改める。

八	削除

第二項の表九の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

第二項の表一一の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

三十　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二六の項及び二七の項を次のように改める。

二六	削除
二七	削除

第一項の表三六の項を次のように改める。

三六	削除